

「ざつがみ」とは……

家庭には新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外にもリサイクルできる紙・板紙や紙製品が多くあります。それらの古紙を総称して“雑紙(ざつがみ)”と呼びます。具体的には、不要となった 投込みチラシ、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などです。

「雑紙」も大切な紙資源

紙・板紙や紙製品には、リサイクルできない紙類があります。
リサイクルできない紙類や異物は、可燃ごみに出してください。
(詳細は裏面をご覧ください)

リサイクルできる紙類の例

投込チラシ



包装紙



紙袋



封筒



はがき



ダイレクトメール



学校配付のプリント



ノート



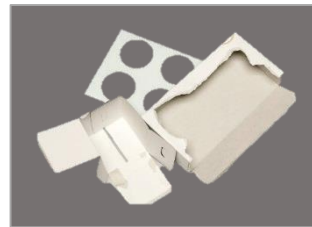
使用済みのコピー用紙



メモ用紙・紙製ファイル



ティッシュ・お菓子・おもちゃなどの紙箱



カレンダー



トイレトペーパーの芯



※ ファイル・バインダー・カレンダーなどの金具やダイレクトメール等のビニール包装は取り外しましょう
※ 分別や排出方法は自治体の方法に従ってください。



リサイクルできない紙類と異物

古紙に混ざるとトラブルや不良品の原因になります。
古紙に混ぜない(出さない)で、可燃ごみに出してください。

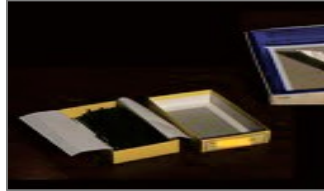
・リサイクルできない紙類の例

臭いのついた紙・芳香紙

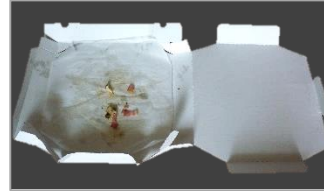


(香水など試供品の台紙)

汚れた紙



(洗剤や線香の箱)



(食べ物や油が付着した紙)



(使用済みペーパータオル)

粘着物



(シール)

圧着はがき



(親展はがき)

カーボン紙

ノーカーボン紙



(複写伝票)

感熱紙



(レシート)

印画紙



(写真)

アルミ箔の紙



(カップ麺のフタ)

防水加工された紙



(紙コップ・紙皿)

雑誌などの付録



(プラスチック類など)

昇華転写紙 (アイロンプリント紙)

詰物 (緩衝材)



(使用済み昇華転写紙)



感熱性発泡紙 (立体コピー紙)



(点字印刷物: 絵柄)



(点字印刷物: 地図)

紙以外の異物

CD・DVD、プラスチックファイル、金属類など。

※ 上記以外のリサイクルできない紙類と異物は、古紙再生促進センターのホームページに掲載している「古紙に出してはいけない!! リサイクルできない紙類」

〈 http://www.prpc.or.jp/linkfile/Prahibitive_materials.pdf 〉で確認できます。